

第61回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月20日(木曜日) 午前10時30分

開催場所 仙台市青葉区中央1丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階
千代の間
会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。

議案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第61回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告	24
株主総会参考書類	32

証券コード 7504
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月29日

株 主 各 位

仙台市宮城野区扇町七丁目4番20号

株式会社 高速

代表取締役会長 赫 高規

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のウェブサイト等にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.kohsoku.com>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRニュース」「IR資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7504/teiji/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイト等のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「高速」又は「コード」に当社証券コード「7504」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 仙台市青葉区中央1丁目1番1号
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月20日(木曜日) 午前10時30分</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月19日(水曜日) 午後6時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月19日(水曜日) 午後6時入力完了分まで</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

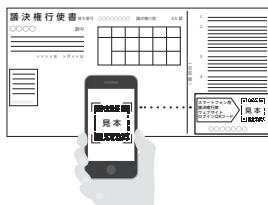
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



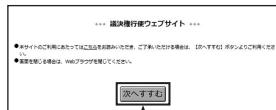
「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

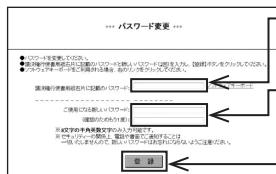
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、中東・ウクライナを中心とした不安定な国際情勢による原料価格高騰や燃料費高騰のみならず、円安による輸入価格上昇の影響で、物価高騰が収束せず、極めて不透明な状況にあります。

当社グループの主要顧客においては、コロナ禍後に回復した観光需要により好影響を受ける業種がある一方、総じて多くの業種においては、人手不足や急激な物価高騰に伴う不透明な国内景気の影響により、経営環境は大変厳しいものとなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「包装を通して、すべてのステークホルダーに『高速ファン』を増やし、社会にとって有用な『グッドカンパニー』を目指す」という長期経営ビジョンのもと、「食の流通を支える」、「食の安全安心に貢献する」さらに「買い物の楽しさや食品のおいしさを演出する」という当社の社会的役割を果たしながら、お客様への商品の安定供給、企画の提案や情報提供を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,062億16百万円（前期比7.5%増）、営業利益42億27百万円（同5.5%増）、経常利益45億28百万円（同6.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益31億14百万円（同4.6%増）となりました。

当連結会計年度の業績は、各段階の利益で過去最高益を更新しました。売上高は9期連続過去最高売上高、営業利益及び経常利益は6期連続での過去最高益、親会社株主に帰属する当期純利益は3期連続での過去最高益となりました。

商品分類別売上

当社グループにおける商品分類は、下記のとおりとなっております。

区 分	商 品
食 品 容 器	トレイ、弁当容器、フードパック、折箱、魚函、インジェクション容器 他
フィルム・ラミネート	ラップ、レジ袋、ストレッチフィルム、ラミネートフィルム 他
紙 製 品 ・ ラ ベ ル	印刷紙器、包装紙、紙袋、シール、ラベル、記録紙、チラシ、コピー用紙 他
機械・設備資材・消耗材	包装機、食品加工機、物流機械、厨房機器、店舗関連機器、コンテナ、パレット、かご車、冷凍パン、テープ類、PPバンド、緩衝材、ディスプレイ用品、事務用品、洗剤、衛生消耗品、割箸、バラ、リサイクルトナー 他
段 ボ ー ル 製 品	段ボールケース、ハイプルエース、紙緩衝材コア、段ボールシート 他
そ の 他	トレイ原反、原紙、プラスチック原料、デザイン 他

販売実績を商品分類別に示すと、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売 上 高	構 成 比 (%)
食 品 容 器	42,447,612	40.0
フ ィ ル ム ・ ラ ミ ネ ー ト	22,575,858	21.3
紙 製 品 ・ ラ ベ ル	13,502,229	12.7
機 械 ・ 設 備 資 材 ・ 消 耗 材	19,765,685	18.6
段 ボ ー ル 製 品	5,682,316	5.3
そ の 他	2,243,276	2.1
合 計	106,216,978	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、15億78百万円（有形及び無形リース資産並びに無形固定資産を含み、建設仮勘定の純減少額を控除。）となっております。

うち、主なものは当社による長野営業所新築に伴う建物等の取得価額3億24百万円及び福島営業所新築に係る支払4億33百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と、58億30百万円の当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る未使用借入枠は、全額の58億30百万円でありま

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 58 期 2021年3月期	第 59 期 2022年3月期	第 60 期 2023年3月期	第61期(当期) 2024年3月期
売上高	86,494,620	91,817,782	98,850,497	106,216,978
経常利益	3,537,423	3,898,876	4,240,474	4,528,329
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,419,502	2,662,056	2,978,764	3,114,738
1株当たり当期純利益	125円28銭	137円84銭	154円24銭	161円19銭
総 資 産	50,711,896	52,473,421	55,900,377	61,498,449
純 資 産	30,369,379	32,137,796	34,267,140	36,900,617

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
高速シーパック(株)	65,000千円	100.0%	印刷紙器、ラベル等製造及び販売
(株) 清 和	95,450	100.0	茶包装資材製造及び販売
日本コンテック(株)	90,000	100.0	物流資材・機材等販売
プラス包装システム(株)	20,000	100.0	合成樹脂製品製造及び販売
常磐パッケージ(株)	95,000	100.0	段ボール、緩衝材等製造及び販売

(4) 対処すべき課題

2024年度における我が国経済の見通しにつきましては、為替相場の変動や国際情勢の不安定化に伴い、原料価格や燃料費高騰を始めとする物価高騰が続くものと想定しており、この影響で、当社グループにおける商品調達コストや物流関連コストの上昇が見込まれます。当社グループを取り巻く環境においては、物価高騰のみならず、各業態を超えた競争の激化や人件費等の増加、個人消費の低迷等を受け、厳しい状況が続いております。

このような環境をふまえ、当社グループでは2018年4月からスタートさせた中長期計画において、「包装を通して、すべてのステークホルダーに『高速ファン』を増やし、社会にとって有用な『グッドカンパニー』を目指す」という長期経営ビジョンを掲げるとともに、以下の経営基本方針に基づく取組みを通じて「価値」を提供する取組みを継続してまいります。

【中長期経営計画の経営基本方針】（2018～2025年度）

- ア. マーケットに対する取組み
 - ・新規開拓・深耕活動の徹底、営業所開設やM&Aの活用により、全国展開を推進する。
- イ. 得意先に対する取組み
 - ・信頼されるサービスの提供により、顧客満足度の向上を目指す。
- ウ. 取引先（仕入先）に対する取組み
 - ・新商品の拡販・共同の製品開発を通じ、取引したい企業No.1を目指す。
- エ. 株主様に対する取組み
 - ・企業価値・株主価値の向上のため、企業の成長と連続増配を継続する。
- オ. 地域社会に対する取組み
 - ・E S G経営を推進することにより、地域社会に愛される企業となることを目指す。
- カ. 従業員と家族に対する取組み
 - ・働きがいのある企業作りを通じて、従業員満足度の向上を目指す。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な取扱商品につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況」の「① 事業の経過及び成果」に掲げております商品分類表をご参照ください。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社 (株)高速

本 社	仙台市宮城野区扇町七丁目4-20
営 業 所 等	仙台営業部、函館、札幌、旭川、青森、八戸、むつ、秋田、横手、大館、盛岡(矢巾町)、北上、一関、三陸(宮古市)、大船渡、山形、庄内(酒田市)、新庄、塩釜、石巻、気仙沼、古川、宮城県南(大河原町)、福島、いわき、郡山第一、郡山第二、会津、白河、新潟、長岡、上越、長野、水戸、つくば(土浦市)、宇都宮、熊谷(深谷市)、首都圏営業部・広域営業部(柏市)、柏店、千葉中央(八街市)、東京、多摩(入間市)、神奈川(愛川町)、横浜、三島(沼津市)、浜松、岐阜羽島、中京営業部(みよし市)、金沢、京都南(八幡市)、大阪(東大阪市)、松山(東温市)

② 子会社

高速シーパック(株)	本 社	仙台市宮城野区扇町七丁目4-20
	工場・営業所	仙台生産事業部、浜松生産事業部、東北(仙台市)、東海(浜松市)、関東(松戸市)
(株) 清 和	本 社	福岡市南区大楠一丁目22-22
	営業所・工場	静岡、福岡工場
日本コンテック(株)	本 社	東京都中央区日本橋小網町18-3
	営 業 所	札幌、仙台、東京、西東京、静岡、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島
プラス包装システム(株)	本 社 ・ 工 場	宮城県宮城郡利府町しらかし台六丁目5-13
常磐パッケージ(株)	本 社	福島県いわき市内郷白水町浜井場23-1
	工場・営業所	いわき本社、いわき金坂、いわき梅ヶ平、ひたちなか、一関

(7) **従業員の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増加
1,023 (1,316) 名	21 (78) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増加	平均年齢	平均勤続年数
670 (1,068) 名	17 (69) 名	39.3歳	10.3年

(注) 従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除く)であり、契約社員等退職金制度適用対象外の社員、嘱託社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,990,920株 (自己株式1,661,803株含む。)
- ③ 株主数 5,946名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
管理信託 (高速興産B号株式会社 0700207号) 受託者みずほ信託銀行株式会社	2,191千株	11.34%
管理信託 (高速興産C号株式会社 0700208号) 受託者みずほ信託銀行株式会社	2,191	11.34
ビービーエイチフオーファイデリティロープライ スドストックファンド (プリンシパルオールセ クターサブポートフォリオ)	1,621	8.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,327	6.87
管理信託 (高速興産A号株式会社 0700206号) 受託者みずほ信託銀行株式会社	1,113	5.76
光 通 信 株 式 会 社	1,083	5.60
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	638	3.30
高 速 興 産 B 号 株 式 会 社	621	3.22
高 速 興 産 C 号 株 式 会 社	611	3.17
赫 由 美 子	508	2.63

- (注) 1. 当社は、自己株式1,661,803株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 管理信託 (高速興産B号株式会社 0700207号) 受託者みずほ信託銀行株式会社、管理信託 (高速興産C号株式会社 0700208号) 受託者みずほ信託銀行株式会社、管理信託 (高速興産A号株式会社 0700206号) 受託者みずほ信託銀行株式会社については、高速興産(株)が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、各々高速興産B号(株)、高速興産C号(株)、高速興産A号(株)であります。
- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。
当社は、当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) が株価変動のメリ
ットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め
ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

役員区分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3,500株	7名

(2) 会社役員状況

① 取締役状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	赫 高 規	弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 (株)スーパーツール 社外取締役
代表取締役社長	赫 裕 規	
専務取締役	我 妻 英 樹	営業部門管掌兼業務部管掌兼広域営業本部長
専務取締役	小 原 純 一	関東支社長
常務取締役	小 林 弘 美	東海・中部支社長
常務取締役	岩 澤 み ゆ き	人事部長兼総務部管掌
常務取締役	三 田 村 崇	社長室長兼経理部長
取締役 (監査等委員・常勤)	佐 藤 義 助	
取締役 (監査等委員)	中 村 健	
取締役 (監査等委員)	内 田 貴 和	公認会計士・税理士
取締役 (監査等委員)	伊 東 満 彦	弁護士
取締役 (監査等委員)	沼 倉 雅 枝	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中村健氏、内田貴和氏、伊東満彦氏及び沼倉雅枝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 伊東満彦氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から企業活動の適正性を判断する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 内田貴和氏及び沼倉雅枝氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、佐藤義助氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 中村健氏、内田貴和氏、伊東満彦氏及び沼倉雅枝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社のすべての取締役、監査役並びに執行役員であり、保険料は、全額当社が負担しております。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。取締役の個人別の報酬の内容については、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会からの答申を受けて、取締役会において決定するものとしております。

1. 基本方針

当社は、取締役の報酬等を、次の考え方にに基づき決定しております。

- ・当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上への意欲を高める水準であること。
- ・当社の企業理念を実践できる優秀な人材の確保が可能な水準であること。
- ・経営戦略・経営計画の完遂や目標とする会社業績の達成を動機付けるために、各取締役の職責及び実績並びに会社の期間業績を反映するものとする。

2. 報酬体系

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬及び業績連動報酬）並びに非金銭報酬によって構成しております。

(1) 金銭報酬

当社の取締役の金銭報酬は、報酬基本額を算定し、当該報酬基本額に業績指標に基づく料率を乗じることにより算定しております。当該報酬基本額に業績指標に基づく料率を乗じた金額を12等分した月額固定報酬として支給しております。

(2) 非金銭報酬

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役会の決議により、個人別の割当株式数を決定し、毎年一定の時期に支給いたします。譲渡制限については、当該取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合に解除いたします。

(3) 報酬等の種類ごとの割合

固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の比率は特段定めておりません。

3. 業績連動の仕組み

報酬基本額に乘じるべき業績指標に基づく料率は、次の業績指標の内容に基づく次の料率としております。

- ・前事業年度の営業利益が目標を5%以上上回った場合105%
- ・前事業年度の営業利益が目標を5%以上下回った場合95%
- ・前各号以外の場合100%

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	141,704 (-)	130,950 (-)	5,653 (-)	5,101 (-)	7 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	21,450 (16,200)	21,450 (16,200)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	163,154 (16,200)	152,400 (16,200)	5,653 (-)	5,101 (-)	12 (4)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名(うち、社外取締役は0名)です。
また、金銭報酬とは別枠で、2023年6月26日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年5,000株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、7名(うち、社外取締役は0名)です。
3. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、5名(うち、社外取締役は4名)です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- ハ. 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数を独立社外取締役に構成する指名・報酬諮問委員会における、報酬が方針に照らし適切であるかの審議を踏まえ、取締役会にて判断しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

1. 取締役（監査等委員）中村健氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
2. 取締役（監査等委員）内田貴和氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
3. 取締役（監査等委員）伊東満彦氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
4. 取締役（監査等委員）沼倉雅枝氏は、当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会14回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験に基づいて、議案の審議に必要な発言を行いました。主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として適宜必要な発言を行う等、重要な役割を果たしております。

ロ. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役として任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで、その責任を当然に免除するものとする責任限定契約を、社外取締役と締結しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、長期的に売上高及び利益を向上させ、その利益に見合った配当を安定的に継続することが、経営の最重要課題と考えております。従って、配当につきましては、各事業年度の連結業績、財務体質の強化、今後のグループ事業戦略等を勘案したうえ、取締役会の決議をもって決定しております。

当期につきましては、上記の方針に則り、また、5年間の中期経営計画（第2フェーズ）で掲げている売上高1,000億円達成記念の記念配当を加え、期末配当金は1株につき28円（うち記念配当4円）として、2024年5月17日開催の取締役会にて決議しております。1株につき24円の間配当をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき52円となり、中間配当と合わせた1株当たり年間配当金は、2024年3月期で20期連続の増配となりました。

また、次期2025年3月期の年間配当に関しては、基本方針を勘案し、記念配当を含めた2024年3月期の年間配当52円からさらに年間で2円増配し、1株当たり54円（中間配当金27円、期末配当金27円）を予定しております。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、当面、各事業年度における剰余金の配当の回数は、期末と中間との年2回を考えております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,344,424	流 動 負 債	23,036,900
現金及び預金	10,650,577	支払手形及び買掛金	8,595,552
受取手形、売掛金及び契約資産	15,998,205	電子記録債務	10,197,556
電子記録債権	2,329,150	未払金	1,029,004
有価証券	300,000	リース債務	114,321
商品及び製品	5,539,559	未払法人税等	794,358
仕掛品	91,209	未払消費税等	405,930
原材料及び貯蔵品	178,099	賞与引当金	1,271,243
その他	284,275	その他	628,933
貸倒引当金	△26,652	固 定 負 債	1,560,931
固 定 資 産	26,154,024	長期未払金	10,810
有 形 固 定 資 産	18,740,644	リース債務	151,819
建物及び構築物	5,417,241	繰延税金負債	527,344
機械装置及び運搬具	1,057,770	退職給付に係る負債	804,383
土地	11,366,080	その他	66,573
リース資産	241,816	負 債 合 計	24,597,832
建設仮勘定	475,442	純 資 産 の 部	
その他	182,292	株 主 資 本	36,292,106
無 形 固 定 資 産	647,538	資本金	1,724,518
その他	647,538	資本剰余金	1,858,290
投 資 そ の 他 の 資 産	6,765,841	利益剰余金	34,064,996
投資有価証券	5,429,222	自己株式	△1,355,698
投資不動産	274,017	その他の包括利益累計額	608,511
繰延税金資産	664,959	その他有価証券評価差額金	703,110
その他	458,957	退職給付に係る調整累計額	△94,599
貸倒引当金	△61,316	純 資 産 合 計	36,900,617
資 産 合 計	61,498,449	負 債 純 資 産 合 計	61,498,449

連結損益計算書

(2023年4月 1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		106,216,978
売上原価		85,328,605
売上総利益		20,888,372
販売費及び一般管理費		16,660,439
営業利益		4,227,933
営業外収益		
受取利息	63,214	
受取配当金	35,220	
仕入割引	127,272	
受取賃貸料	42,583	
その他	57,024	325,315
営業外費用		
賃貸収入原価	15,498	
その他	9,420	24,918
経常利益		4,528,329
特別利益		
受取保険金	24,482	24,482
特別損失		
減損損失	33,742	
災害による損失	22,748	56,490
税金等調整前当期純利益		4,496,321
法人税、住民税及び事業税	1,421,269	
法人税等調整額	△39,686	1,381,583
当期純利益		3,114,738
親会社株主に帰属する当期純利益		3,114,738

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,690,450	1,858,290	31,858,339	△1,355,567	34,051,511
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	34,068				34,068
剰余金の配当			△908,081		△908,081
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,114,738		3,114,738
自己株式の取得				△130	△130
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	34,068	－	2,206,656	△130	2,240,594
当連結会計年度末残高	1,724,518	1,858,290	34,064,996	△1,355,698	36,292,106

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	319,506	△103,877	215,629	34,267,140
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				34,068
剰余金の配当				△908,081
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,114,738
自己株式の取得				△130
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	383,603	9,278	392,882	392,882
連結会計年度中の変動額合計	383,603	9,278	392,882	2,633,476
当連結会計年度末残高	703,110	△94,599	608,511	36,900,617

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,916,289	流 動 負 債	20,363,030
現金及び預金	8,779,908	支払手形	451,643
受取手形	205,997	電子記録債務	10,186,695
電子記録債権	1,452,752	買掛金	6,575,783
売掛金	13,231,017	リース債務	93,122
有価証券	300,000	未払金	736,889
契約資産	31,727	未払法人税等	697,907
商品及び製品	4,094,938	未払消費税等	323,756
原材料及び貯蔵品	3,587	賞与引当金	914,386
前払費用	135,067	その他	382,845
その他	1,703,331	固 定 負 債	2,487,982
貸倒引当金	△22,038	関係会社長期借入金	1,950,000
固 定 資 産	23,371,448	リース債務	116,233
有 形 固 定 資 産	12,309,874	預り保証金	57,830
建物	3,252,506	退職給付引当金	361,183
構築物	101,237	その他	2,734
車両運搬具	5,614	負 債 合 計	22,851,012
工具、器具及び備品	147,141	純 資 産 の 部	
土地	8,179,205	株 主 資 本	29,959,365
リース資産	190,243	資本金	1,724,518
建設仮勘定	433,926	資本剰余金	1,858,290
無 形 固 定 資 産	526,706	資本準備金	1,858,290
ソフトウェア	525,035	利益剰余金	27,732,255
その他	1,671	利益準備金	93,542
投 資 そ の 他 の 資 産	10,534,867	その他利益剰余金	27,638,712
投資有価証券	4,997,751	圧縮積立金	101,659
関係会社株式	4,198,261	別途積立金	4,850,000
出資	42,638	繰越利益剰余金	22,687,053
関係会社長期貸付金	702,365	自 己 株 式	△1,355,698
破産更生債権等	60,945	評価・換算差額等	477,360
差入保証金	107,716	その他有価証券評価差額金	477,360
繰延税金資産	485,355	純 資 産 合 計	30,436,726
その他	779	負 債 純 資 産 合 計	53,287,738
貸倒引当金	△60,945		
資 産 合 計	53,287,738		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		88,800,655
売上原価		71,870,386
売上総利益		16,930,269
販売費及び一般管理費		13,402,772
営業利益		3,527,497
営業外収益		
受取利息	68,488	
受取配当金	155,366	
受取賃貸料	58,771	
仕入割引	124,974	
その他	54,845	462,446
営業外費用		
支払利息	23,062	
売上割引	6,453	
賃貸収入原価	13,409	
その他	2,214	45,140
経常利益		3,944,802
特別損失		
減損損失	31,283	31,283
税引前当期純利益		3,913,519
法人税、住民税及び事業税	1,185,887	
法人税等調整額	△46,392	1,139,495
当期純利益		2,774,024

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,690,450	1,858,290	93,542	103,066	4,850,000	20,819,703	25,866,312
事業年度中の変動額							
新株の発行	34,068						
圧縮積立金の取崩				△1,406		1,406	－
剰余金の配当						△908,081	△908,081
当期純利益						2,774,024	2,774,024
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	34,068	－	－	△1,406	－	1,867,350	1,865,943
当期末残高	1,724,518	1,858,290	93,542	101,659	4,850,000	22,687,053	27,732,255

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,355,567	28,059,484	217,501	28,276,986
事業年度中の変動額				
新株の発行		34,068		34,068
圧縮積立金の取崩		－		－
剰余金の配当		△908,081		△908,081
当期純利益		2,774,024		2,774,024
自己株式の取得	△130	△130		△130
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			259,858	259,858
事業年度中の変動額合計	△130	1,899,880	259,858	2,159,739
当期末残高	△1,355,698	29,959,365	477,360	30,436,726

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 高 速
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高速の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高速及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社 高 速
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 士 直 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高速の2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社 高 速 監査等委員会

常勤監査等委員 佐 藤 義 助 ㊟

監 査 等 委 員 中 村 健 ㊟

監 査 等 委 員 内 田 貴 和 ㊟

監 査 等 委 員 伊 東 満 彦 ㊟

監 査 等 委 員 沼 倉 雅 枝 ㊟

(注) 監査等委員中村健、内田貴和、伊東満彦及び沼倉雅枝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

てらし ころき
赫 高 規

再任

生年月日

1969年5月20日

所有する当社の株式数

500株

取締役在任年数

18年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2000年 4月 大阪弁護士会登録
2003年 6月 当社監査役
2006年 6月 取締役副社長
2013年 4月 取締役副会長
6月 代表取締役副会長
2015年 6月 代表取締役会長
現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士
(株)スーパーツール 社外取締役

取締役候補者とした理由

管理部門における業務執行経験が豊富であり、取締役として18年、代表取締役として11年の経営経験のほか、弁護士としての専門的知見を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割ならびに経営の最高責任者としての役割を十分に果たしてきました。

これまでの経営手腕および実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

てらし 赫 ゆう き 裕 規

再任

生年月日

1971年8月1日

所有する当社の株式数

500株

取締役在任年数

16年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2000年 4月 当社入社
2008年 6月 取締役連結事業本部長
2009年 4月 常務取締役連結事業本部長
2011年 4月 専務取締役連結事業本部長
2013年 4月 取締役副社長
6月 代表取締役副社長
2014年 4月 代表取締役社長
2021年 6月 代表取締役社長執行役員
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

管理部門・営業部門両面における業務執行経験が豊富であり、取締役として16年、代表取締役として11年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割ならびに経営の最高責任者としての役割を十分に果たしてきました。

これまでの経営手腕および実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

わがつま 我 妻 ひで き 英 樹

再任

生年月日

1970年3月13日

所有する当社の株式数

2,500株

取締役在任年数

15年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 当社入社
2004年 4月 執行役員千葉支社長
2009年 6月 取締役関東支社長
2012年 4月 常務取締役関東支社長兼東海・近畿支社長
2015年 6月 専務取締役東海・近畿支社管掌兼関東支社長
2017年 4月 専務取締役営業部門管掌兼業務部管掌
2021年 6月 取締役専務執行役員営業部門管掌兼業務部管掌
2022年 4月 取締役専務執行役員営業部門管掌兼業務部管掌
兼広域営業本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行経験と知見に基づき、専務執行役員として当社全体の営業部門および業務部門統括に大きな役割を果たすとともに、取締役として15年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

お ば ら じ ゅ ん い ち
小 原 純 一

再任

生年月日

1970年7月10日

所有する当社の株式数

3,900株

取締役在任年数

9年

取締役会出席状況

13回中13回

候補者番号 5

こ ば や し ひ ろ み
小 林 弘 美

再任

生年月日

1970年5月4日

所有する当社の株式数

4,900株

取締役在任年数

15年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社入社
2011年 4月 執行役員北東北支社長
2015年 4月 執行役員東海・近畿支社長
6月 取締役東海・近畿支社長
2016年 4月 取締役関東支社長兼東海・近畿支社長兼神奈川営業部長
2018年 4月 取締役関東支社長
6月 常務取締役関東支社長
2021年 6月 取締役常務執行役員関東支社長
2022年 6月 取締役専務執行役員関東支社長
2024年 4月 取締役専務執行役員関東支社長兼広域営業本部副本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

支社長として営業部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として9年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。
これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社入社
2004年 4月 執行役員北東北支社長
2009年 6月 取締役北東北支社長
2011年 6月 取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長
2015年 6月 常務取締役北東北支社管掌兼宮城支社長兼三陸沿岸支社長
2018年 4月 常務取締役北東北支社・中東北支社・岩手三陸沿岸支社及び機械拡販部管掌兼宮城支社長
2019年 4月 常務取締役宮城支社長
2021年 4月 常務取締役東海・中部支社長
6月 取締役常務執行役員東海・中部支社長
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

支社長として営業部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として15年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。
これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 6

いわさわ
岩澤 みゆき

再任

生年月日

1972年7月25日

所有する当社の株式数

5,400株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月 当社入社
2016年 4月 人事総務部長
6月 取締役人事総務部長
2019年 4月 取締役人事部長
2021年 4月 取締役人事部長兼総務部管掌
6月 上席執行役員人事部長兼総務部管掌
2022年 6月 取締役常務執行役員人事部長兼総務部管掌
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

人事・総務部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として合計7年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 7

み た む ら たかし
三田村 崇

再任

生年月日

1976年12月18日

所有する当社の株式数

500株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

13回中13回

略歴、当社における地位及び担当

2014年 7月 当社入社
2019年 4月 経理部長兼システム部次長
2021年 4月 社長室長兼経理部長
2021年 6月 上席執行役員社長室長兼経理部長
2022年 6月 取締役常務執行役員社長室長兼経理部長
現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

経理部門における業務執行経験が豊富であり、また、取締役として2年の経営経験を有し、当社取締役会における重要な意思決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしてきました。

これまでの実績に鑑み、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

さ と う ぎ す け
佐 藤 義 助

再任

生年月日

1954年3月10日

所有する当社の株式数

16,500株

監査等委員在任年数

2年

取締役会出席状況

13回中13回

監査等委員会出席状況

14回中14回

略歴、当社における地位及び担当

1973年 3月	当社入社
2002年 4月	執行役員中東北営業統括部長
2007年 4月	執行役員東海・近畿支社長 昌和物産株式会社取締役
2010年 4月	昌和物産株式会社常務取締役
2011年 4月	昌和物産株式会社専務取締役
2012年 6月	当社取締役
2015年 4月	昌和物産株式会社代表取締役専務
2021年 4月	当社東海・中部支社中京営業部営業顧問
2022年 6月	当社取締役（監査等委員） 現在に至る

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由

過去に当社の取締役としての業務執行経験を豊富に有することから、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 2

う ち だ た か か ず
内 田 貴 和

再任 (社外取締役)

生年月日

1954年3月16日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数

8年

取締役会出席状況

13回中13回

監査等委員会出席状況

14回中14回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 3月 公認会計士登録
1995年 2月 税理士登録
2000年 9月 内田公認会計士事務所開設
2007年 6月 当社監査役
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員)
現在に至る

重要な兼職の状況

内田公認会計士事務所 公認会計士・税理士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の公認会計士・税理士としての財務および会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 3

い と う み つ ひ こ
伊 東 満 彦

再任 (社外取締役)

生年月日

1970年10月2日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数

8年

取締役会出席状況

13回中13回

監査等委員会出席状況

14回中14回

略歴、当社における地位及び担当

1997年 4月 裁判官任官
2005年 5月 仙台弁護士会登録
2013年 6月 当社監査役
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員)
現在に至る

重要な兼職の状況

仙台そよかぜ法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の弁護士としての高度な法務知識と幅広い経験を有しており、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号 4

お お さ わ み ほ こ
大 澤 美穂子

新任（社外取締役）

生年月日

1975年10月8日

所有する当社の株式数

0株

監査等委員在任年数

—

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2005年10月 第二東京弁護士会登録
クレオール日比谷法律事務所
2011年 4月 中央大学法学部兼任講師
2012年12月 クラス銀座法律事務所（現クラス東京法律事務所）
（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

クラス東京法律事務所	弁護士
株式会社イントラスト	監査役
株式会社リビングハウス	監査役
株式会社くるめし	監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の弁護士としての高度な法務知識と幅広い経験を有しており、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内田貴和氏、伊東満彦氏及び大澤美穂子氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、内田貴和氏及び伊東満彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。大澤美穂子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。
- 当社は、内田貴和氏及び伊東満彦氏との間で責任限定契約を締結しております。内田貴和氏及び伊東満彦氏が選任された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、大澤美穂子氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

い ち か わ ひ ろ こ
市 川 裕 子

再任（社外取締役）

生年月日

1970年2月25日

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 大阪弁護士会登録
2011年 1月 市川法律事務所開設
現在に至る

重要な兼職の状況

市川法律事務所 弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年の弁護士としての高度な法務知識と幅広い経験を有しており、当社取締役会の監査・監督機能強化に活かされることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏が取締役に就任した場合は、指名・報酬諮問委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市川裕子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役の賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。
- 市川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。市川裕子氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】第1、2号議案が原案どおり承認された場合の本定時株主総会後の取締役（予定）のスキル・マトリックス

当社は、意思決定の迅速性を確保するため、定款の定めにより、監査等委員でない取締役の員数を12名以内としております。当社では、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社内取締役については十分な業界経験や実務経験、専門性を有している者を、社外取締役については高度な専門性や幅広い見識を持った者を候補としております。それによって、取締役会全体として、当社グループの事業に関する知見と専門性のバランスに留意した、多様性のある構成とすることが重要であると考えております。

また、当社の経営戦略実現に向けて取締役会が備えるべきスキルは、「コーポレートフィロソフィー・経営戦略」「マーケティング・業界経験」「テクノロジー・情報システム」「ESG（環境・社会・ガバナンス）」「財務・リスクマネジメント」「財務・会計・税務・M&A」と特定しております。当社の取締役が有している主なスキルは、以下の通りです。

氏名	本定時株主総会後の地位（予定）	特に期待する分野・スキル					
		コーポレートフィロソフィー・経営戦略	マーケティング・業界経験	テクノロジー・情報システム	ESG（環境・社会・ガバナンス）	財務・リスクマネジメント	財務・会計・税務・M&A
赫 高規	代表取締役会長	●			●	●	
赫 裕規	代表取締役 社長執行役員	●	●		●		
我妻 英樹	取締役 専務執行役員	●	●				
小原 純一	取締役 専務執行役員	●	●				
小林 弘美	取締役 常務執行役員	●	●				
岩澤 みゆき	取締役 常務執行役員	●			●	●	
三田村 崇	取締役 常務執行役員	●		●			●
佐藤 義助	取締役 （監査等委員）		●		●		
内田 貴和	社外取締役 （監査等委員）				●		●
伊東 満彦	社外取締役 （監査等委員）				●	●	
沼倉 雅枝	社外取締役 （監査等委員）			●	●		●
大澤 美穂子	社外取締役 （監査等委員）				●	●	

※各人の有するスキル等のうち、主なものの最大3つに●を付けており、有するすべての知見を表すものではありません。

以 上

第61回定時株主総会会場のご案内

会場 仙台市青葉区中央1丁目1番1号

電話 (022) 268-2525

ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代の間

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。

〔会場付近略図〕



交通のご案内

電車/JR仙台駅西口から徒歩1分

仙台空港より仙台空港アクセス線で約25分

※会場に駐車場がございませんので、お近くの有料駐車場をご利用ください。